

会 議 名 称		令和 6 年度第 4 回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日 時		令和 7 年 3 月 2 5 日（火） 1 4 時 0 0 分から 1 6 時 1 5 分まで
場 所		杉並区役所 第 3 ・ 4 委員会室（中棟 5 階）
出席者	委 員	佐藤慶浩会長、氏橋治信委員、内田正人委員、内山誠委員、惠羅明子委員、手島広士委員、山崎正博委員、井口えみ委員、奥山たえこ委員、小池めぐみ委員、小林ゆみ委員、堀部やすし委員、安田マリ委員、浅見雄輔委員、福内恵子委員、岡本静香委員（オンライン参加）、加藤隆之委員（オンライン参加）
	実施機関	秋吉総務課長、手塚防災課長、毛利区民課長、渡邊庶務課長
	事 務 局	武井区政イノベーション担当部長、黒澤情報管理課長、眞鍋情報システム担当課長
傍 聴 者		0 名
配布資料	事 前	・ 資料 1 令和 6 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） ・ 資料 2 令和 6 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・ 資料 3 住民基本台帳ネットワークシステム等・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項 ・ 参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）
	当 日	・ 会議次第 ・ 個人情報保護制度の事務手引（案） ・ 答申文（案）
【会議内容】 1 開会 2 令和 6 年度第 3 回審議会会議録の確定について… 資料 1 3 令和 6 年度第 4 回審議会報告・諮問事項について… 資料 2 4 住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について 情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について… 資料 3 5 一般報告… 資料 2 6 その他 7 閉会		

【報告・諮問事項審議結果一覧】

報告第 8 号	個人情報の保護に関する法律第66条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
報告第 9 号	個人情報登録簿の新レイアウトへの移行について	報告了承
諮問第 1 号	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について	決定
諮問第 2 号	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について	決定
一般報告	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について（報告）	報告了承
一般報告	「個人情報保護制度の事務手引」の改訂について	報告了承

会長	本日は、御多用の中、当審議会へ御出席いただき、ありがとうございます。ただいまより、「令和6年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。 はじめに、連絡事項について、事務局よりお知らせをお願いいたします。
情報管理課長	本日の会議の連絡事項をお伝えいたします。本日の会議においても、オンラインによる会議参加を実施しております。本日は、岡本委員、加藤委員がオンラインで参加しております。加藤委員につきましては、後ほどオンラインで参加予定となっております。また、宇田川委員より欠席される旨の御連絡がありました。 続けて、審議会進行に当たっての留意点について御説明いたします。まず、発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして、会長の指名を受けてから御発言ください。また、お名前を名乗った上で御発言をお願いいたします。オンライン参加の委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。以上です。
会長	それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、資料1の令和6年度第3回の会議録についてですが、事務局より修正や補足説明はありますか。
情報管理課長	特段ございません。
会長	委員の皆様より会議録について、訂正箇所、御意見等はございますか。そのほかに訂正箇所、御意見はないようであれば、令和6年度第3回の会議録については確定とさせていただきます。 次に、次第の3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。会議次第の裏面の報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきます。はじめに、報告第8号です。報告第8号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の当審議会での取扱いについて確認いたします。令和5年4月の改正個人情報保護法の施行により、令和4年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件について報告・諮問をすることができなくなったため、個別の業務における個人情報の取扱いについての審議ではなく、個人情報の取扱いに関して、区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただくものです。 それでは、報告第8号について、事務局より説明をお願いいたします。
報告第8号	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	従来ですと全体を通して質問を聞いているのですが、今回は報告件数が多いので、報告番号順に質問があるかどうかを聞いて、進めてまいります。

	御意見はお手元の資料に印刷物としては報告 8 と書いてある、今ずっと見てきたものの 11 ページに、報告 43～58 番までが並んでいると思いますが、それに対してデジタル・セキュリティ部会で確認をした部分に「○」が付いております。この部分に関して、デジタル・セキュリティ部会が実施した点検に関する内容について審議を行う形になりますので、個別の部分に関しての御意見は、これに関係する部分として改めてまたお伺いする形にいたします。質問について、従来ですと挙手をしていただいて、質問をしたい報告番号を指定していただいたのですが、今日は報告番号順に質問を確認してまいります。 資料 2 の 1 ページに戻ります。まず、報告 43 に関して質問がある方はいらっしゃいますか。
(発言する者なし。)	
会長	2 ページの報告 44 番に関して質問のある方はいらっしゃいますか。
(発言する者なし。)	
会長	報告 45 番について質問のある方はいらっしゃいますか。
(発言する者なし。)	
会長	3 ページの報告 46 番に関して質問のある方はいらっしゃいますか。
(発言する者なし。)	
会長	報告 47 番について質問のある方はいらっしゃいますか。奥山委員、お願いします。
奥山たえこ委員	御説明を伺って、個人情報について丁寧に取り扱っていただいていることは分かりました。ただ心配なのは、再調査をするぐらい重大な案件ですが、そうすると児童・生徒は同じ教室の中にいるので、どの子がいじめている、いじめられている当事者であるということが、例えば担任が「○○さん、この後どこどこに来てください。」というような声掛けをするぐらいのことで、誰がどうだということが分かってしまうのではないかというのが気になります。しかし、それは避けられないことでもあるとも思います。 なぜこんなことを言うかという、このいじめ防止対策推進法ができるもとなった滋賀県の事件のときは、私はリアルタイムにインターネットで見えてまして、非常に細かな情報が、当事者の家まで分かるようなものが出ていました。今はそのようなことはないと思いますし、出ないようにしてくださっているというのは分かるのですが、ただ、同じ教室にいればどうしても漏れざるを得ない、これは防止できないと思います。教育委員会の方がいらっしゃるかどうか分からないのですが、いろいろな工夫はしてくださっていると思うのですが、その辺りのことを深入りしない程度で教えていただければと思います。
庶務課長	いじめ重大事態があったときの調査については、誰をその調査の対象にするのか。当該児童・生徒、また保護者、そして教員といった方になりますが、当然、今お話のあったようなことに最大限配慮してヒアリングや調

	査を行います。 また、報告書についても、公表等に当たって記載内容から個人が特定できないように、処理を行います。区長部局の再調査についても、当然同じ水準で配慮がされるものと、教育委員会としては認識しています。
会長	小池委員、お願いします。
小池めぐみ委員	関連して、部会からの質問があった再調査結果の公表のところで、個人が識別される情報は、全て置換え及び被覆を行うということです。その個人が識別される情報というのが、今、奥山委員からも懸念点がありましたが、学校名やクラス、個人名だけではなくて、例えばいじめの内容に関わる部分で何かしら個人を識別できるものや、近隣の方や周りの方には判明してしまうようなこともあるかと思うのですが、その辺りの個人が識別される情報の部分は、どのように認識されているのでしょうか。
総務課長	今お話いただいた件ですが、当然個人が特定されるような氏名に限らず、その内容に応じて、見る人が見れば分かってしまうようなものであれば、そこは十分配慮して被覆するなどの処理をするものと考えております。
会長	ほかに報告 47 について、御質問はありますか。
(発言する者なし。)	
会長	それでは、4 ページ、報告 48 に関して、御質問はありますか。
(発言する者なし。)	
会長	次に、5 ページの報告 49 に関して、御質問はありますか。奥山委員、お願いします。
奥山たえこ委員	生活保護は重要な制度であるがゆえに、厳正に運用されねばならないと思っています。そういう意味では、収入などを知る手立てとして、預金口座を把握するだけで万全なのかどうかは、どうなのかと懸念をもっております。その観点からお尋ねしますが、その方が持っている預金口座の全ては把握できる仕組みになっているのかどうかは 1 つです。 もう 1 つは、現金での受渡し、これは把握できないと思うのです。まさか、財布の中身を見せろとか、いついつ幾らもらったのだということを聞くわけにもいかないでしょう。そこまでやると、本当に人権侵害ですから。そういった意味では、どのような工夫をなさっているのかをお尋ねします。
情報公開調整担当係長	本件の預貯金照会ですが、生活保護法第 29 条に基づいて、保護開始時等において行っている金融機関への照会を書面で行っていたものを、オンラインに置き換えるというものです。今、委員から御質問がありました、現金の動きはどうかというところは、今回の金融機関への照会とはまた別で、福祉事務所で資産状況を確認する際の手続の 1 つになるかと思っております。 また、全ての預金口座を把握できるのかということですが、基本的には保護開始時等においては、収入や資産の状況を提出していただくことになっていますので、提出された資産状況について、確認をするものです。例

	えば、提出していただいた預金通帳の写しが、前日にコピーを取ったものであればいいのですが、それが3か月前や1年前のものだったときに、現在の資産状況が本当にその内容なのかというところを迅速に照会することによって、当然、本当にその写しの内容が正しいのかという確認もあるのですが、それが違うことによって後々起きる、本当はこれだけ持っていたので、返してくださいといったことを防ぐために使いたいということで、福祉事務所からは回答がありました。
会長	では、同じ報告 49 について、小池委員、お願いします。
小池めぐみ委員	この金融機関への預貯金照会ですが、案件の概要の 56 ページで、生活保護開始時等となっているのですが、この預貯金照会を行う際の、こういったときに照会を行うかという条件や、回数や期間、インターバルについての制限は、あるのかないのかを伺いたいと思います。
情報公開調整担当係長	この預貯金照会は、回答にもありましたが、全て生活保護法の第 29 条が根拠になっています。第 29 条を確認いたしますと、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施、又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、報告を求めることができる、となっております。このため、第 29 条においては保護の決定、実施。 飛びまして、第 77 条は、被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。第 78 条においては、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。となっております。全て法令に根拠がある場合のみ、生活保護事務において必要があると認めたときにしか照会をしないということになっております。当然、職員が興味本位で照会するといったことはなく、生活保護事務において必要と認めたときにおいて、その照会を行うと、法に規定されております。
小池めぐみ委員	必要があると認めたときということですが、特に回数などの制限はないという理解でよろしいでしょうか。
情報公開調整担当係長	必要があると認めたときという規定になっておりますので、必要があると認めたときが複数回あるということになれば、その時々に応じて照会をかけることになるかと認識しています。
会長	次に、6 ページの報告 50 について御質問はありますか。
(発言する者なし。)	
会長	続いて、報告 51 について御質問はありますか。
(発言する者なし。)	
会長	次に、7 ページ、報告 52 について御質問はありますか。

(発言する者なし。)	
会長	報告 53 について御質問はありますか。奥山委員、お願いします。
奥山たえこ委員	まず、カタログギフトに関しては、メールでも申込みができます。このメールアドレスを取得するのですが、廃棄するタイミングについては記載がないように思うのですが、決めていますか。
防災課長	お申込みいただいた物品の配達が出来た時点での一括廃棄を基本に考えていますが、詳細はこれから業者と詰めていきます。
奥山たえこ委員	もう 1 つは、カタログギフトを送ったのだけれども、届かないという人がいると思います。このときの住所は、住民登録の所に送るわけですが、そこに届かないということは、受け取る側の人にとっても実は大切な情報です。住基登録上は、そこに住んでいるということが前提になっていて、住民基本台帳法の第 3 条に、自治体は正確な記録に努めなければならないとなっているわけです。そうすると、今回カタログギフトが届かなかった、それから、これから選挙がありますが、選挙のお知らせが届かなかったといったことを幾つも幾つも情報を重ねることによって、この人はここに住んでいないというようなことがだんだん分かるわけで、正確な情報を記録しなければいけない。今回は、配送は郵便局ではなくて、いわゆる宅配業者になるのかと思います。つまり何が聞きたいかという、届かなかったという情報を取得するのかどうか、そしてそのことを住民登録の記録が正しいかどうかといったことの 1 つの要素として把握するのかどうか、そういうことをお尋ねいたします。
防災課長	カタログの送付後に、カタログが届かないことに関する問合せはあるだろうと想定しています。その場合に、配達の事故の調査に加えて、送付先と現在のお住まいが一致しているかといった確認も必要になるかと考えています。 ただ、いずれにしても、物品を正確に届けるということが、今回防災課として実施する業務と考えていますので、今御質問のあった、住民基本台帳の正確な記録の要素として取り扱うかについては、関係部署との調整になるかと考えています。
奥山たえこ委員	今の件は、ものすごく重要なのです。覚えていますよね、5、6 年前ぐらい。例えば、10 万円の特別給付を送るときに、住民登録のある人にしか 10 万円を給付しなかったわけです。そのとき、私はいろいろ調べて分かったのですが、自治体によって住民登録を削除する、職権削除をする時期が、かなり異なっているのです。10 年以上削除しない、その間には選挙はたくさんあったと思います。そのような所もあれば、割と早めに削除している所もあると。これは、本人にとって、権利関係ですごく重要なのです。今の御説明ですと、非常に曖昧で、これはちょっと困ると思っています。この後、どのように方策を決めるのかといったことは、きちんとやりますというようなお答えを頂きたいと思います。 それから、先ほど送る業者は宅配業者ですかと言いましたが、最近、日

	本で一番有名な個人宅への宅配業者と郵便局が、荷物を送る業務を提携したのです。今は、ほとんど郵便局ルートから行くのです。何で郵便局と別々に考えるかという、郵便局はもともと国の機関ですから、ものすごく個別の情報を知っていて、ここのうちには誰が住んでいて、お子さんたちが引っ越して、今、この人たちはいないのですとか、郵便局は実はものすごい個人情報を持っているのです。そして、宅配業者はまた違う意味で情報を持っています。そういう意味では、とにかく郵便局はもともと国の機関であったから非常に信用性がおけると思うのですが、そういったこともあって、それを信用するかどうか。すみません、長々言いましたが、これは簡単なことではないのです。本人の権利にとってはすごく重要なので、もう1回認識を伺って、私の質問は終わります。
区民課長	住民登録の話でしたので、私から回答いたします。宅配業者の荷物が届かなかった場合については、居住の有無の調査対象とはしていません。区から送付した公的な通知が何回か届かないという場合に、職員が調査をして、確かに住んでいないということを確認した上で、住民登録を職権で消除します。
加藤隆之委員	住民票の記録の消除は、具体的に区で実施する場合は、何をきっかけに行うのですか。今お話があったような、郵便物が届かないということをきっかけに実施しているということですか。
区民課長	主に選挙のお知らせや、税や国保などの通知が区から出るのですが、そういったものが何回か戻ってることがあります。これらの通知等は転送不要になっていますので、繰り返し戻ってきた場合には、そこに実際に職員が行って、お住まいになっているかどうか、居住の実態を確認することとしています。これが、住民基本台帳法に定められている、先ほど委員がおっしゃった手続です。
加藤隆之委員	そうすると、先ほど委員がおっしゃった問題というのは、具体的にどのような問題でしたか。要するに、住所を勝手に消去してしまうことがあるということですか。若しくは、登録そのものがない場合が問題であると。
会長	奥山委員、今の加藤委員の発言についてお願いします。
奥山たえこ委員	住民票の登録の職権消除です。つまり自治体が、その人が住んでいないということを確認した後で、住民票の登録を抹消することができることを職権消除といますが、それは杉並区においては非常に厳格な手続をもって行われているということは、私は自分の経験で知っています。なぜならば、先ほど言ったような、例えば10万円もらえるかどうかというときの瀬戸際なのです。ですから、本人にとって大きな権利になります。 今回の防犯カタログギフトもそうです。住民票登録がなければ、もらえないわけです。ですから、それをどういう手続で把握しているのか、そして職権消除に至るためには、どのようにしているのかということを、私は確認したいのです。

加藤隆之委員	ありがとうございました。
会長	ほかに報告 53 について、御質問はありますか。小池委員、お願いします。
小池めぐみ委員	カタログギフトなのですが、区内全世帯への配付ですが、氏名、住所の個人情報の取得で世帯の抽出というのは、住民票から行うということでしょうか。生活保護などでは、世帯が分かれていても同一の住所に住んでいると、同一世帯として見なされるような場合もあるかと思うのですが、このカタログギフトではどうなっているのか、伺います。
防災課長	基本は、世帯に対してカタログをお送りします。今、委員から御指摘のあったような取扱いについては、現在検討中です。
加藤隆之委員	先ほどのお話を伺っていて思ったのですが、例えば戸籍で無戸籍の問題がありますが、住民票の場合、職権で削除できてしまうと、そういったことは生じないのですか。あと、A 市から B 市へ移った場合、そういった所の手続関係のずれで、制度上、住民票の登録がないという事態が生じないものなのですか。
区民課長	住民票は、あくまでも居住の実態を公証するものですので、転出されたり、住所が変わられたら、14 日以内に届出をしなければいけないことが義務になっています。これを過ぎて、届出をされていない方の記録が何年もそのままになっていたりすると、本来届くはずの通知等が区役所に戻ってくるわけです。そういったことがあると、実際に調査に行って、住んでいなければ、住民票は居住の実態を公証するものですので、その住民票は削除するという手続を、必要に応じて行います。
加藤隆之委員	なるほど。そうすると、例えば前に住んでいた所で住民票を抜いてしまったと。そして、新たな所で 14 日以内に手続をしないという人は、住民票がどこにも登録されていないという状態も、もちろんあり得るということですね。
区民課長	住民票を動かさない場合も、すぐに住民登録を削除するものではありません。いろいろ通知が戻ってくるまでの間は、住民票は元の住所に置いたままということになるかと思います。
加藤隆之委員	元の所を抜いてしまった場合はどのようなのでしょうか。
区民課長	元の所で転出手続をすると、転出した日をもって住民票は削除されます。その後、転入手続を行うまで、どこにも住民登録のない状態となります。
加藤隆之委員	よく分かりました。ありがとうございます。
会長	堀部委員、お願いします。
堀部やすし委員	報告 53 は、防災・防犯用品カタログギフト等の配付に関する業務です。この事業は、6 月 1 日に住民登録のある全世帯に、防災・防犯カタログギフトを配付するという事で、3,000 円相当のギフトがもらえるという事業になっていたと思います。6 月 1 日に区民であったけれども、その後転出した者にどう対応するのかということが課題でした。これは、どうなるのでしょうか。

	今回のこの委託先への提供内容を確認する限りは、転出者の情報は提供できないということになるかと思いますが、そう受け止めてよいのでしょうか。例えば、報告 50 の 63～69 ページですが、住所等の異動状況などを提供することができるようになっていますが、この報告 53 ではそういったことはありませんので、対応ができないということになると受け止めますが、それでよいのかどうかを確認いたします。
防災課長	基本的には、今、委員がおっしゃった考え方で結構です。6月1日時点で、まず対象者を抽出いたします。実際にカタログを発送するまでには、いろいろと封入封緘などがありますので、8月の発送を予定しております。それまでの間、6月1日は区民でしたが、7月に区外に転出してしまったということになりますと、区民の方でなくなりますので、そこは対象ではなくなるという整理をしています。ですので、その間、転出されてしまう方には、封筒の引抜き作業をしていくことになるかという方向で、細かい所はこれから業者と詰めていくので、まだ確定ではないのですが、大きな方向性としては、そういったことを今考えております。
堀部やすし委員	そうすると、今後、業者との話合いで、業者に委託する可能性もあるということですか。そうすると、ここの記載はどうなるのだと。この記載では、そういう情報を業者に出すことはできないように読めるのですが、全部自前で実施という対応になるということですね。
防災課長	基本は、こちらにお示しした情報を業者に提供しますので、提供項目以外の情報を利用するということになると、区の職員で処理する必要があるかとも考えています。
情報管理課長	今、防災課長からお答えしたことについて、今後事業者とのやり取りの中で、取り扱わせる情報が増える可能性があるということであれば、事務局と調整し、適切な手続を踏んだ上で、取り扱わせる情報を追加していくことはあろうかと考えます。
会長	ほかに報告 53 について御質問はありますか。なければ、私から質問があります。部会点検の際にメールアドレスを取得するタイミングを確認していただいているのですが、このタイミングを確認した理由は、部会としてはどういうことが気になったのでしょうか。部会の確認の意図を明確にしたいと思います。
情報公開調整担当係長	本件は、先ほども少し話題になりましたとおり、基本的には住民基本台帳からの情報で宛先等を管理していく中で、住民票にはメールアドレスは記録されていないということが話題になりました。このメールアドレスはいつ、どのように情報を取得するのかという質疑の中で、所管から、お問合せの際に入力されたメールアドレスがあるので、そこで取得してから利用するという回答がありました。
会長	分かりました。では、ほかにないようでしたら、8 ページ、報告 54 について御質問はありますか。

(発言する者なし。)	
会長	続いて、報告 55 について御質問はありますか。浅見委員、お願いします。
浅見雄輔委員	9 ページで、個人コードと宛名番号が同じだということで、個人コードが修正されたのですが、管理番号と宛名番号があると。もう 1 つ、例えばユーザー ID というものが別紙の資料の 101 ページなどを見ると出てくるのです。これは、また別の符号なのですか。もし 3 つが違うとしたら、どのように使い分けているのかをご説明いただけますか。
情報公開調整担当係長	宛名番号というのは、区の保健福祉部門で横断して使っている通し番号であり、そのほかの管理番号やユーザー ID といったものは、個別の事業、業務で設定する番号です。
浅見雄輔委員	では、それぞれ違う用途があるということですか。
情報公開調整担当係長	そのとおりです。
会長	次に、9 ページの報告 56 について御質問はありますか。
(発言する者なし。)	
会長	続いて、10 ページの報告 57 について御質問はありますか。
(発言する者なし。)	
会長	報告 58 について御質問はありますか。
(発言する者なし。)	
会長	以上で質問は終わりましたが、今開いていただいている 11 ページが別表となっています。当審議会で審議する対象は、この別表に関することです。まず、縦列の中段辺りの「その他の内容」というものがあれば、その他の内容をチェックリストの上に昇格させるのかということを確認していますが、今回は報告のとおり、その他の内容はありませんでしたので、上に昇格させることの審議はありません。次に、上のチェック項目に関して、それぞれ 43～58 番に関してデジタル・セキュリティ部会においては、このチェック項目を網羅するように点検していただいているわけですが、これについて御意見のある方はいらっしゃいますか。 私から気になった点としては、先ほどの報告 53、ページ数でいうと 7 ページの防災・防犯用品カタログギフト等配付事業についての部分で、委員からメールアドレスに関しての消去はきちんとされるのかという御指摘があったと思います。これは、デジタル・セキュリティ部会において、報告 53 に関して、個人情報保有する期間の確認が不足していたということになるかと思います。確認不足というよりは、当然、適切に消去されるだろうと思っていて確認をしなかったという気もしますが。正に、そういうことを確認するために、この縦項目がありますので、次回以降、個人情報を保有する期間に関しても気にしながら、デジタル・セキュリティ部会において確認をしていただければと思います。 それから、表の下の方ですが、確認内容に対する対応の類型ということで、55 番で先ほどの浅見委員からの御質問もありました。こちらに関し

	ては、個人コードと所管課が呼んでいたものを、宛名番号という共通の呼び方に変えたということになるかと思います。この部分に関しては、今後も宛名番号に関しては宛名番号として所管課に報告していただくような形で、デジタル・セキュリティ部会としては、庁内の啓発に努めていただければと思います。 ほかに、この表に関して御意見はありますか。今回の報告を聞いて、この項目の確認が漏れていたのではないかとすることはありますか。先ほどの質問で確認していただいた限りにおいては、縦方向というのはこの類型ですね。部会での確認事項の類型に関しては、今回新たに追加しなければいけないようなものはなかったかと思います。 そうしましたら、この包括的な所ではなく、最終的にはこの表に関してどのように改善するのかということになりますが、それに関連して各報告に関して、この部分にはこういう項目の観点があったのではないかとというような御意見はありますか。特になければ、今回はこの別表に関しては更新しないという形で、引き続きこの確認項目でデジタル・セキュリティ部会には自己点検を続けていっていただければと思います。そうしましたら、報告第8号は了承といたします。 次に、報告第9号について、事務局から説明をお願いいたします。
報告第9号	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。浅見委員、お願いします。
浅見雄輔委員	16、17 ページに目的外利用をした記録と目的外利用をされた記録とあるのですが、これはどう使い分けるのですか。
情報公開調整担当係長	同じ帳票を利用する業務とされた業務、どちらにも付けるという形での運用となります。先ほど課長からの説明にもありましたが、旧条例の運用においては、利用された業務にしか記録が付いていなかったため、利用した業務側では詳細が分かりませんでした。今回、内容としてはほぼ同じものですが、利用業務にも利用した記録を付けるという運用にしていきます。使い分けと言いますか、目的外利用が発生した際には、した記録とされた記録を付けて、した業務とされた業務、どちらにも目的外利用の記録を付ける形に改めます。
浅見雄輔委員	具体例をご説明いただけますか。
情報公開調整担当係長	本日も目的外利用の業務がありました。例えば、参考資料の100ページの出産・子育て応援事業等に関する業務に目的外利用の手続があります。参考資料の106ページの目的外利用記録票は、以前の運用になっておりますので、今回、手続したのは出産・子育て応援事業に関する業務ですが、この手続が終わった後に、個人情報登録簿の管理としては、妊産婦保健指導に目的外利用記録票が刺さっているだけです。部会の資料としては、目的外利用の手続を説明する形で資料を綴っているので利用する業務に記録

	票を付けていますが、登録簿の管理としては、出産・子育て応援事業等に関する業務においては目的外利用記録をしているという記録のみにとどまり、どの項目を、どういう理由で利用しているのかというところが直ちに確認できないので、今後は出産・子育て応援事業等に関する業務にも利用した記録として、目的外利用の記録を付けて管理をしていきます。
浅見雄輔委員	それぞれの部署から見たときに分かるようにするということですか。
情報公開調整担当係長	そうです。利用している部署においても、どこからどの項目を、どういう理由で利用しているのかすぐに分かる形で管理します。
浅見雄輔委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますか。御意見はありますか。それでは、報告第9号は了承といたします。 先ほどの報告第8号に戻ります。今後、個人情報を保有する期間に関して、確認漏れがないようにしてくださいとお伝えしましたが、11ページの表で言いますと、タイトルそのものは個人情報を保有する期間ですが、今のところまだ行数があるので、ここに「取得した個人情報を削除するタイミング」のようなことを補記すると分かりやすいかと思いました。基本的に保有する期間が問題となるのは、その業務のために一時的に取得したような個人情報であって、住民基本台帳に載っているような、消除事由がない限り保有し続けるものもあると思います。縦項目の数が余り増えないようにするために汎用的なタイトルを付けたがゆえに少し分かりにくくなったかと思っていますので、「一時的に取得する個人情報の削除のタイミング」などと括弧で書いておくと、点検のときに、あとは所管から見たときにも分かりやすいかと思っていますので、それを申し添えておきます。これは先ほどの報告第8号の追加の話です。
諮問第1号	
諮問第2号	
会長	次に、令和6年度第1回の審議会で諮問を受けた諮問第1号「住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について」及び諮問第2号「情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について」、部会の報告を受けたいと思います。この案件は、住民基本台帳ネットワークシステム等、情報提供ネットワークシステム運用監視部会において、内容の審議を行いました。9月5日に開催した第1回の部会では、実施内容等の妥当性について審議を行い、1月20日に開催した第2回の部会では、実施結果等の妥当性について審議を行いました。まず、部会長である私から、第1回及び第2回の部会の審議結果の報告を行い、その後、御質問、御意見をお受けしたいと思います。部会での審議結果について説明をいたします。 第1回部会の住基ネット等の部分について、資料3を使います。1ページの審議結果-1「住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ評価

の実施内容等の妥当性について」を御覧ください。第1回部会では、審議内容に記載されている3点のセキュリティ評価の実施内容等について審議しました。

1つ目は、チェックリストの提出についてです。部会で使用した資料は、今御覧いただいている資料3の4、5ページの参考資料1-1を御覧ください。チェックリストとは、総務省から年に1度提示される調査票で、求められたセキュリティ対策の基準を満たすように、各自治体が住基ネット等の運用について点検を行い、必要に応じて対策の見直しを行うことで、セキュリティレベルを維持向上させることを目的とするものです。チェックリストの各自己点検項目について、回答内容及び回答根拠となる規定類や資料等が妥当であり、自己点検項目に対応した対策が取られていることを確認しました。

2つ目は、住基ネット等緊急時対応訓練についてです。部会で使用した資料は、6、7ページの参考資料1-2を御覧ください。緊急時対応訓練は、事件・事故が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう年度実施しています。杉並区側から、緊急時対策会議構成員の訓練と、統合端末を利用する職員への訓練に分けて実施すること、緊急時の対応手順と、それに係る連絡体制の確認を中心に実施予定であるとの説明がありました。また、杉並区側から、講義形式での訓練に加え、統合端末を利用する職員を対象に、緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施する旨の説明があり、訓練として妥当であることを確認しました。

3つ目は、住基ネット等安全措置実施状況等に関する職員自己点検についてです。部会で使用した資料は、8、9ページの参考資料1-3を御覧ください。杉並区では、独自の取組として、住基ネット等業務に従事する職員に対して、自己点検を実施しています。これはセキュリティ対策が適正に実施されているか確認するとともに、職員への教育方法等の問題点を把握するためです。自己点検の設問は、前述のチェックリストをもとに作成されており、自己点検結果について、各部署に対し振り返りを行い、職員のセキュリティ意識の向上を図るとの説明があり、自己点検として妥当であることを確認しました。

資料の1ページに戻ります。以上のことから、今御説明した3点の総評として、区が実施する住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ評価の実施内容等について妥当であることを確認しました。住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ評価の実施内容等の妥当性については以上です。

次に、第1回の部会で同じく行った情報提供ネットワークシステム部分になります。2ページの審議結果-2「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の妥当性について」を御覧ください。こちらも審議内容に記載されている3点のセキュリティ評価の実施内容等について審議しました。

	1つ目は、情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検についてです。部会で使用した資料は10ページ、参考資料1-4を御覧ください。情報提供ネットワークシステムに接続している機関は、デジタル庁策定の情報提供NWS接続運用規程に基づき、1年に1回、安全管理措置の自己点検を実施することと定められています。各自己点検項目について、回答根拠となる規程類や区の判断基準が妥当であることを確認しました。 2つ目は、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練についてです。部会で使用した資料は11、12ページ、参考資料1-5を御覧ください。緊急時対応訓練は、事件・事故が発生した場合に備えて毎年実施しています。杉並区側から、この訓練では情報提供ネットワークシステムの障害が発生したことを想定し、情報提供ネットワークシステムを利用する課及びCSIRTの構成員への情報連絡体制を確認する旨の説明があり、訓練として妥当であることを確認しました。 3つ目は、情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検についてです。部会で使用した資料は13、14ページ、参考資料1-6を御覧ください。杉並区では、情報提供ネットワークシステム業務に従事する職員を対象に、自己点検を実施しています。自己点検の設問については、区の情報提供ネットワークシステム業務における情報セキュリティ対策の実施状況等を点検する内容となっており、各課の情報連携端末の設置状況に応じて設定されていることを確認しました。なお、職員の自己点検において、不適正な回答をした場合に、全体として理由を付けて回答させるようにしたほうがよいとの意見がありました。 資料の2ページに戻ります。以上のことから、総評として、区が実施した情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等について妥当であることを確認しました。情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の妥当性については以上です。 それから、今年1月の2回目の部会における住基ネット等の部分を御報告します。15ページの審議結果-3「住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ評価の実施結果の妥当性について」を御覧ください。第2回の部会では、審議内容に記載されている2点のセキュリティ評価の実施結果等について審議しました。 1つ目は、住基ネット等緊急時対応訓練の実施結果についてです。部会で使用した資料は18ページ、参考資料2-1を御覧ください。副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員への訓練、統合端末を利用する職員への訓練及び住基ネット等緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施していることを確認しました。職員に対する訓練については、各部署の状況に応じた訓練を行っており、その内容は適正であることを確認しました。 なお、訓練時期について、定期的な人事異動を考慮して、実施時期を早めることを検討すべきとの意見がありました。管理職等が出席する緊急時
--	--

	対策会議構成員を対象とした訓練については、事務局としては、令和7年度から実施時期を前倒しする方向で検討を進めているとのことですので御了承ください。 2つ目は、住基ネット等安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と、結果を受けての対策についてです。部会で使用した資料は19～22 ページまで、参考資料2-2を御覧ください。自己点検の結果、住基ネット等業務を行うに当たって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は適正であることを確認しました。また、自己点検結果から得られた改善点を中心に、各部署への振り返りを実施し、セキュリティ対策の周知徹底を行うことを確認しました。さらに、次年度の初任者教育等においても、自己点検結果を活用し、職員のセキュリティ意識の向上に努めることを確認しました。 資料15ページに戻ります。以上のことから、今御説明した2点の総評として、区が実施した住基ネット等のセキュリティ対策の実施結果等について妥当であることを確認しました。なお、適正実施率が低い設問について、回答者に正しく設問の意図が伝わるよう、記載を工夫することが必要との意見がありました。住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ評価の実施結果等の妥当性については以上です。 同じく、第2回部会の情報提供ネットワークシステム部分についてです。16 ページの審議結果-4「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施結果等の妥当性について」を御覧ください。こちらの審議内容に記載されている3点のセキュリティ評価の実施結果等について審議しました。1つ目は、情報提供ネットワークシステムの接続運用規程に基づく自己点検の実施結果についてです。部会で使用した資料は23、24 ページ、参考資料2-3を御覧ください。情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検については、自己点検の回答内容を確認し、適正に実施されていることを確認しました。 2つ目は、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果についてです。部会で使用した資料は25、26 ページ、参考資料2-4を御覧ください。情報提供ネットワークシステムを利用する課への連絡訓練、及びCSIRT 構成員等への役割・連絡確認、連絡訓練について適正に行われていることを確認しました。なお、実際に情報セキュリティインシデントが発生した場合、庁内での情報連携だけではなく、デジタル庁等の関係機関への報告や情報共有等も必要となるため、それらを踏まえて、より実践的な訓練内容となるように工夫することが必要との意見がありました。 3つ目は、情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と、結果を受けての対策についてです。部会で使用した資料は、27～30 ページまでの参考資料2-5を御覧ください。職員自己点検の結果、情報連携事務を行うに当たって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は適正であることを確認しました。自己点検結
--	---

	果と今後の改善点については、各部署へ情報共有を行い、セキュリティ対策の周知徹底を行うことを確認しました。なお、DV・虐待等被害者等への支援措置については、区民の生命や安全に関わる非常に重要な項目であることから、職員が正しい理解の下で当該事務に従事することが必須になります。そのため、支援措置に関する設問において、不適正な回答があった場合には、当該事務に従事している職員かどうかを併せて確認することが必要との意見がありました。 資料の16ページに戻ります。以上のことから、総評として、区が実施した情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施結果等について、妥当であることを確認しました。情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施結果等の妥当性については以上です。私からの御報告は以上となります。 今の報告について、質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。御意見はありますか。それでは、諮問第1号、諮問第2号は決定いたします。 訓練を前倒しにすることに関して、先ほど私のほうで、御了承いただけますかという報告をして、そのまま流れているのですが、何を御了承いただこうとしたかと言いますと、従来ですと、教育内容をこの審議会の中で御報告をして、こちらの部会のほうで教育内容の確認をして、それが終わってから教育をするようにしていたのです。そうしますと、早くても秋口にならないと、その内容の確認ができないので、教育のタイミングが秋以降になってしまうわけですが、区の職員の異動などが4月に発生するので、4月から9月の間に教育ができない状態になっています。その理由が、こちらの部会の開催時期が遅いということになってしまいますので、それであれば、教育内容の確認は事後的に確認をします。何か改善の必要があった場合には、翌年度の改善に回すことにして、教育はなるべく着任直後の4月に近い時期に実施してはどうかという意見が、現場からあったのです。 事務处理的に言えば、本来この審議会で内容を確認して、それから教育をするということになっていますが、タイミングの問題だけであれば、教育は先に済ませて、もし教育内容に改善が必要であれば、翌年度の改善にするとか、教育に関して不足だったところがあれば、秋口に追加の教育をすることを審議会に申し入れるということではないかというところで、私と事務局で話をいたしました。 これが、先ほど教育を前倒しにすることについて御了承くださいと報告した次第です。教育内容に関しては事後報告になりますが、翌年度に向けた御意見を頂くこともできますし、あるいはその教育内容では問題があったのではないかということであれば、教育の追加を審議会から区へ申し入れることはできるということですので、御理解いただければと思います。以上、補足しておきます。 次に、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改
--	---

	正について、個人情報保護制度の手引の改訂について、一般報告がありますので、御説明をお願いします。
一般報告	
区民課長	(案件について説明する。)
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。奥山委員。
奥山たえこ委員	まず、戸籍に振り仮名を振るようになったことは、ほかの機会に伺いました。その振り仮名と今回の住民票の振り仮名とは連動しているのですか。
区民課長	住民基本台帳法も同様に改正されますが、その住民基本台帳法には戸籍に記載された振り仮名が振られると示されております。
奥山たえこ委員	ということは、実は今現在も杉並区の住民票には振り仮名が振られていますよね。1階のロビーに置いてある用紙に、その記載例というか、記載項目があります。それから、選挙人名簿は住民票と連動していますけれども、そちらには非常に正確な、つまり御本人が書いたのであろうと思えるような振り仮名が選挙人名簿に載っておりますので、これは住民票から来たのだと思うのですが、そのことと戸籍の振り仮名との関連性がよく分からないので、御説明をお願いします。
区民課長	住民票の現在の名前の上に書いていただくことを、今回の戸籍の法改正に伴って「読み仮名」というように区別して御説明させていただきますが、これまでの読み仮名は、あくまでも住民記録システムで処理するために区民の方の御協力によって任意でお書きいただくような事項であって、法に定められた公証事項ではありませんでした。これが今度、法改正によって正式に定められた公証事項になりますので、住民票にも振り仮名が載ってくるということになります。 選挙人名簿との関係のお尋ねですが、選挙に関して詳しいところは私も存じ上げないのですが、住民基本台帳の振り仮名が戸籍に基づいて登録された場合については、選挙人名簿でもそれが登載されることになろうかと認識しております。
奥山たえこ委員	振り仮名と読み仮名は違うものであるという御説明を受けたような気がします。古いことなので、別に追及しようと思うわけではありません。ただ、杉並区住民基本台帳事務規則の中に、住民票の書式があります。その中には振り仮名がないので、この書式まで変えるのは大変手間だと思いますが、この機会を捉えてなるべく早いうちに変えていただきたいと思います。それが1つ。 もう1つです。今回の改正によって旧姓ですね、旧氏にも振り仮名を振るようになった。振り仮名でも読み仮名でもどちらでもいいですが、これは今現在も旧氏の振り仮名・読み仮名は頂いておりますのでしょいか。
区民課長	読み仮名は内部的に、先ほど申し上げたように、システムで処理する関係があるので、旧氏に関しても頂いております。

奥山たえこ委員	旧氏を記入すると、その情報がマイナンバーカードを取得したときに記載されますよね。そのことは申請者にきちんと伝わっていますか、それとも旧氏を記入したとしてもマイナンバーカードに記載しないでくださいと、そのような選択肢があることをお伝えしているのかどうか確認します。
区民課長	マイナンバーカードの担当が先ほどまでいたのですが、今戻ってしましまして、令和8年から氏名と旧氏の振り仮名がマイナンバーカードに載る予定のところ、お知らせについてどう取り組んでいるか今すぐ確認できないので、後でもよろしいでしょうか。
奥山たえこ委員	はい。これ、すごく重要なのですよ。今回インターネットで総務省の資料を見ているのですが、時間が掛かるので、それは言いませぬけれども、マイナンバーカードに旧氏が記載されるわけです。そうすると、その人は旧氏がある、婚姻なのか養子なのか知りませぬけれども、つまり身分関係が変わったことは分かるわけです。で、マイナンバーカードというのは、スタートのときには取得すべきだと言われていましたが、今は、例えば報酬を受けるときなどにそのコピーを添付することになっています。番号のほうはコピーしませぬけれども、表面はコピーするわけです。つまり、身分関係が分かるわけです。 ですから、例えば住民票の申請のときに旧氏の欄があります。先ほど古い書式のままになっていますよ、切り換えてくださいねと言いましたが、その書式にも旧氏の記載項目があります。普通そのまま書きますよね。でも、これがマイナンバーカードという制度が入ったことによってカードに記入されることになったことは、普通は知りませぬよ。窓口の人が教えなないと。これ、すごく重要です。 それから、振り仮名ではなくて、旧氏そのものの記載のことを言っているわけです。で、旧氏を例えば削ることはできますが、そうすると1回しかできないとか、いろいろあるのです。このことが、どんなに御本人にとって重要な身分事項であるかということは、私なんかよく分かっていないで聞いていますが、所管はよく分かっているはずですよ。説明しなければいけないですよ。話が広がりますので、そこの所の認識だけ伺って、私のこの件の質問は終わります。
区民課長	重要なことというのは十分認識しておりますので、窓口でどのように御説明しているか確認し、十分に説明をするように私から指示したいと考えております。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。今の基本的なことを私自身が知らないのですが、マイナンバーカードを作成したときには、旧氏が券面記載されているものなのですか。
区民課長	実際には申請をされるときに、それを載せるか載せないか希望されるということになるかと思います。直接、J-LIS にマイナンバーカードの申請する方が多いですね。ネットからも申請できるので、実際に選択できるようにしているとは思いますが、私どもの窓口ではそのように確認して

	御説明しているということです。
会長	希望したときのみ記載されるということですね。私も報道では希望した場合に記載と聞いたのですが、詳細は御担当でないと分かりませんか。
区民課長	まず、住民票に旧氏を記載することを御希望されるかされないかということがあります。それで記載されていると、その情報で実際に今度マイナンバーカードを申請することができると思うのですが、そのとおりにできないか、要は住民票に記載したとおり、旧氏を付けなければいけないかどうかは確認させてください。
会長	分かりました。
区民課長	住基ネット経由で情報のやり取りをしているので、住民票に旧氏が記載されている方はカードにも記載されると国の説明が出ております。
奥山たえこ委員	駄目じゃないですか、それじゃ。
会長	分かりました。先ほどの奥山委員の発言は、一部は意見としても酌み取っておきますね。ほかに御意見はありますか。大丈夫ですか。では、御質問、御意見がなければ、本件は了承といたします。 それでは本日、審議いたしました諮問第1号、諮問第2号につきまして答申をしてまいります。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容を御確認をお願いします。なお、オンラインにより参加される委員の皆様は画面から御確認ください。
(答申案文配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。御異議ないようですので、答申文を区政イノベーション担当部長にお渡しいたします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上となります。最後に事務局から何かありますか。
情報管理課長	任期の終了と委員の改選についてです。委員の皆様は任期につきまして、令和7年6月30日までとなっております。令和5年から2年間、多大な御尽力を賜りまして、誠にありがとうございました。次期委員につきましては、今後事務局から就任依頼、あるいは推薦依頼を行いまして、7月1日付けで委嘱を行う予定でございます。 それでは、会議に御出席を頂き、御審議いただくのが今期最後になると思われましますので、会長より一言頂ければと存じます。
会長	当審議会への御出席、皆様どうもありがとうございました。これで期が変わるわけですが、今回の期中においては、個人情報保護法の改正があって、特にこの自治体の個人情報保護審議会の位置付けというのが大きく変わったわけですね。本日も行いましたとおり、この個人情報に係る行政事務に関しての個別の審議というのは法律上できないということになりまして、杉並区に関しましては、当初この審議会で行っていたことを、杉並区内に設置したデジタル・セキュリティ部会という会議体が、我々が従来審議していた内容を引き継いで確認をしていただく。その確認内容を

	御報告いただいて、その確認方法をこの審議会が審議する形にしました。多分このような形で審議会が区の内部に設置した部会に関する確認の報告を受け、それに関して審議をするという自治体はかなり少ないと思います。余り聞いたことはなく、杉並区ではかなりこの部分は丁寧に取り組んでいただいています。 当初、そうなるとこのデジタル・セキュリティ部会の報告を単に受けるだけになってしまうのかと思いましたけれども、今日も御確認いただきましたが、別表というところで、確認事項の確認をしています。一長一短はありまして、従来ここで直接個別事項を取り扱っていると、ここで審議して意見したことの結果をこちらが受ける機会は実はなかったのです。この部分はこういうことが必要なのではないかと言うと、所管課が、そうですね、分かりました、検討しますと言って帰っていただけだったのですが、このデジタル・セキュリティ部会の方式にしてからは、デジタル・セキュリティ部会が指摘したことに対して、所管課がどういう対応を取ったかも含めて報告いただけているので、その点に関しては、指摘内容の結果までが報告されるようになったので、一長一短で言うとも一長の面としてはあるだろうと思います。 ただ、この審議会がセキュリティ部会に関する確認項目に何か改善を指摘するときには、1周周回遅れになってしまうというところは、一長一短の短のほうになってしまうかもしれないのですが、総じて言うと、このデジタル・セキュリティ部会で十分に確認をしていただければ、この審議会の運営方法としては、今日のような方法で進めていって問題はないと個人的には感じております。また、この部分に関しては、この審議会その方法自体を決めることもできますので、引き続きこの運営方法そのものに関する改善ももちろん、御意見をいただきながら改善してまいります。 いずれにしても、この2年間、大幅な変更がある中ではありましたが、御協力いただいて、無事にこの審議会を終えることができましたこと、感謝申し上げます。引き続き委員を担当していただける方は、またお願いします。今回代わられる方に関しましては、本当にありがとうございました。私からは以上です。 ほかに事務局から何かありますか。
情報管理課長	事務連絡でございます。本日の確定版の会議録につきましてですけれども、本日確定した令和6年度第3回の会議録につきましては、事前にお配りしたものと変更がございませんので、改めての提供は控えさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。 また、次回審議会の日程ですが、先ほど御説明したとおり、7月に委員改選がございますことから、次回の審議会は7月以降を予定しております。就任依頼、あるいは推薦依頼の際に次期審議会の開催日程については改めてお知らせいたします。事務局からは以上でございます。
会長	ありがとうございます。それでは、以上で、令和6年度第4回杉並区情

	報公開個人情報保護審議会を終了いたします。御協力いただき、ありがとうございました。
--	---